

# 平成 25 年度特定個人情報保護委員会年次報告 (平成 26 年 1 月～7 月)

## 概 要

### 第 1 章 特定個人情報保護委員会の設置

- ◆ 特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じることを任務として、マイナンバー法及び関係政令に基づき平成 26 年 1 月 1 日に設置。
- ◆ 内閣府の外局たる合議制の機関。
- ◆ 委員長及び委員は独立して職権を行使。
- ◆ 委員長及び委員 6 名で構成。  
(経過措置により平成 26 年中は委員長及び委員 2 名で構成)
- ◆ 委員会事務局の定員：32 名（平成 26 年度末）
- ◆ 所掌事務
  - ① 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督（指導・助言、勧告・命令、報告徴収・立入検査等）
  - ② 特定個人情報保護評価
  - ③ 広報・啓発
  - ④ 調査・研究及び国際協力等

## 第2章 特定個人情報保護委員会の設置から平成26年7月までの活動実績

- ◆ 24回の委員会を開催、3か所の視察を実施。

### 第1節 特定個人情報保護評価

- ◆ 特定個人情報保護評価の実施に関し必要な措置等を定めた、「特定個人情報保護評価に関する規則」及び「特定個人情報保護評価指針」を制定（平成26年4月18日公布・同月20日施行）。

※特定個人情報保護評価：マイナンバー制度における保護措置の一つ。特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関の長等が、当該特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認し、特定個人情報保護評価書において対外的に明らかにするもの。

### 第2節 監視・監督

- ◆ 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」作成のため、民間企業を対象とするアンケート・ヒアリングを実施し、行政機関・地方公共団体、事業者の3グループから成る検討会を発足。

### 第3節 広報・啓発

- ◆ 特定個人情報の保護に関し行政機関及び地方公共団体の担当者に対する説明会を開催したほか、マイナンバー制度及び当委員会の業務内容を紹介するパンフレットを作成・配布。

### 第4節 国際協力等

- ◆ ベルギー王国、英国及びフランス共和国の個人情報保護当局への訪問、OECDデジタル経済政策委員会デジタル経済セキュリティ・プライバシー作業部会等の国際会議への出席を行い、国際的な動向の把握、当委員会に係る情報発信等を実施。